★ 佐賀県警察ホームページ★　ｈｔｔｐ；//www.police.pref.saga

2024年12月号 広報むらた

作成者
鳥栖警察署
村田駐在所
大木　鉄也

冬の交通安全県民運動

やめよう!佐賀のよかろうもん運転

● **運動の期間**

令和6年12月11日（水）～同月20日（金）までの10日間

● **運動の重点**

① 横断歩行者を始めとした歩行者の保護
② 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

○ 令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、自転車の危険な運転に対しての罰則が整備されました。

対象となるのは、**自転車運転中のスマートフォン使用等の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」**です。
「ながらスマホ」は手で保持して、通話するだけではなく、画面を注視する行為も対象となります。

自転車安全利用五則

○ 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
○ 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
○ 夜間はライトを点灯
○ 飲酒運転は禁止
○ ヘルメットを着用

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

平成18年6月、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題を風化させないため、理解と関心を持つことが大切です。

～拉致　必ず取り戻す～

殺人事件の情報を求む!

平成16年2月9日、鳥栖市飯田町において、入口和俊さん（当時24歳）が何者かに殺害されて、20年が経過しました。

県警では、事件の解決のため、懸命に捜査を継続中です。

この殺人事件に関する情報はどんなに些細なことでも結構ですから、鳥栖警察署又は村田駐在所までご一報を!

マナーを守って正しい狩猟

県内では、11月15日から狩猟期間に入っています。

レジャー等で山に入る際は、銃声の方向には近づかないようにしましょう。

ハンターの皆さんは正しいルールとマナーを守って事故のない安全な狩猟をお願いします。

緊急の事件・事故は１１０番　／　緊急以外の相談等は＃９１１０